

**立川市立立川第五中学校建替事業
施設整備請負契約書（案）**

令和6年1月9日

立川市

令和〇年度 〇〇-0 号

工事請負契約書

収 入

印 紙

- 工事件名 立川市立立川第五中学校建替事業
- 工事場所 立川市上砂町3丁目27番地の1
- 工 期 令和 年 月 日 から
令和12年8月9日 まで
- 契約金額 金●●●, ●●●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 ●●●●●円)
- 契約保証金

6. 建築士法第22条の3の3に規定する記載事項

建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の3の3の規定に基づき記載する事項は、別紙1「建築士法第22条の3の3に規定する記載事項」のとおり。

7. 解体工事に要する費用等

工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事である場合には、同法第13条の規定に基づき記載する解体工事に要する費用等は、別紙2「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に基づく書面」のとおり。

上記の工事について、発注者と受注者は別添の条項により請負契約を締結するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

発注者と受注者は、本契約の証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

発注者 住所 立川市泉町1156番地の9
氏名 立川市
代表者 立川市長 酒井 大史 印

受注者 住所
氏名

施設整備請負契約約款

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「**契約書**」という。）に基づき、第3条に定める書類に従い、日本国の法令を遵守し、この**契約**（この契約書及び第3条に定める書類を内容とする設計施工一体型の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。また、受注者は、この契約に明示されていない事項でも本施設の目的達成のために必要な設備等又は工事の性質上当然必要なものは、受注者の責任及び負担で全て完備しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事等を契約書記載の工期内に完了し、本施設を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。この場合において、工期が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日、12月29日から同月31日まで、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 受注者は、その意図する成果物を完成させるために必要な一切の手段（以下「**履行方法**」という。）については、この契約書及び設計図書等に定めのある場合を除き、その責任において定めるものとする。また、仮設、施工方法その他本施設を完成するために必要な一切の手段（以下「**施工方法等**」という。）については、この契約書及び設計図書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書等における期間の定めについては、この契約書及び設計図書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体を構成するすべての企業に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(用語の定義)

- 第2条** この契約における用語の定義は、この契約書で特別に定めるものを除き、次の各号のとおりとする。また、この契約書で定義されない用語で要求水準書に使用されている用語は、要求水準書での意

味による。

- (1)「**本事業**」とは、立川市立立川第五中学校建替事業をいう。
- (2)「**本施設**」とは、要求水準書第1章3(1)1)の「設計・建設を行う施設」に定める、校舎、体育館、プール、プール諸室、体育倉庫、自転車置場、ごみ置場等をいう。
- (3)「**要求水準書**」とは、本事業の入札手続において発注者が公表した立川市立立川第五中学校建替事業要求水準書をいう。なお、事業計画書に要求水準書の内容を超えた計画内容が含まれる場合、当該要求水準書の内容を超えた部分は要求水準書の一部とみなすものとする。
- (4)「**質疑回答書**」とは、本事業の入札手続において発注者が公表した質疑回答書をいう。
- (5)「**入札説明書**」とは、本事業の入札手続において発注者が公表した立川市立立川第五中学校建替事業入札説明書をいう。
- (6)「**要求水準書等**」とは、要求水準書、質疑回答書及び入札説明書をいう。
- (7)「**事業計画書**」とは、本事業の入札手続において落札者が提出した応募書類一式及び当該応募書類一式に関し発注者の質問に応じ又は任意に提出した回答書、補足説明書等の全てをいう。
- (8)「**設計**」とは、要求水準書第2章に定める設計に関する業務（第6条第1項に規定する承諾を受けた後にこの契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。）をいう。
- (9)「**設計図書**」とは、設計に関し要求水準書に定めるところに従い受注者が作成し発注者が承諾した設計図書（第6条第1項に規定する承諾を受けた書類及び図面等並びにその後にこの契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を含む。）をいう。
- (10)「**設計図書等**」とは、要求水準書等及び設計図書をいう。
- (11)「**成果物**」とは、この契約書、要求水準書等、設計図書その他発注者の要求に基づいて受注者が作成して発注者に提出する完成図書その他の一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (12)「**年度**」とは、4月1日から翌年の3月31日までの一年間をいう。
- (13)「**工事**」とは、要求水準書第3章及び第4章に定める建設に係る業務及び解体撤去に係る業務のうち、設計以外の業務（既存構造物及び地中障害物撤去、仮設、施工方法その他本施設を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。）をいう。
- (14)「**工事等**」とは、設計若しくは工事又はその双方をいう。

(規定の適用関係)

第3条 この契約を構成する書類は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、設計図書の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書に優先するものとする。

- (1)この契約書
- (2)質疑回答書
- (3)要求水準書
- (4)設計図書
- (5)入札説明書

(関連工事の調整)

第4条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合

においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表等の提出)

第5条 受注者は、この契約締結後7日以内に要求水準書等に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、この契約締結後7日以内に要求水準書等に基づいて設計業務計画書を作成のうえ提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

(設計図書の提出)

第6条 受注者は、設計に関し、要求水準書等、及び設計業務計画書に従い、設計図書を作成のうえ提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

2 受注者は、前項の規定により発注者が設計図書を承諾したことをもって、第54条の責任を免れることはできない。

(工事の開始)

第7条 受注者は、設計図書について第6条第1項の発注者の承諾を受けた後でなければ、本施設の施工を開始してはならない。

(契約の保証)

第8条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第57条第4項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「**保証の額**」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に

供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、本施設並びに工事材料で第 19 条の検査に合格したもの及び製作品で第 51 条の検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(施工の一括委任又は一括下請負等の禁止)

第 10 条 受注者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- ・ 設計業務を受注者自らが行う予定として入札に参加した場合に施設整備請負契約約款に掲載する条
文を二重下線で表記
- ・ 設計業務を受注者自らが行わず、委託する予定として入札に参加した場合に施設整備請負契約約款
に掲載する条文を波線で表記

(設計の一括委任又は一括下請負等の禁止)

第 10 条の 2 受注者は、設計の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはな
らない。ただし、設計の主要な部分を除く一部については、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得
た場合は、この限りでない。

(設計受託者以外の者への設計の一括委任又は一括下請負等の禁止)

第 10 条の 2 受注者は、設計の全部又は主要な部分を一括して、入札時に予定していた設計を実施す
る者（以下「設計受託者」という。）以外の者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、設計の
主要な部分を除く一部については、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでな
い。

(下請負人の通知)

第 11 条 受注者は、下請負人を決定し、又は変更したときは、直ちに下請負人の商号又は名称その他必
要な事項を発注者に通知しなければならない。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第 11 条の 2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100
号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「**社会保険等未加入
建設業者**」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）
の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

2 発注者は、受注者に対して、下請契約の相手方が前項の各号に掲げる届出をしていることを確認で
きる書類の提出を請求することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工
事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、当該建設業者を下請
契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該建
設業者が第 1 項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなけ

ればならない。

(設計受託者との委託契約等)

- 第11条の3** 受注者は、特段の理由がある場合を除き、設計受託者が受注者に提出した見積書（見積書の記載事項に変更が生じた場合には、変更された見積書をいう。以下「**設計見積書**」という。）に記載の見積額以上の金額を委託費として、設計受託者と契約を締結しなければならない。
- 2 受注者は、設計受託者と契約を締結したときは、当該契約に係る契約書の写しを、速やかに発注者に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、設計受託者との契約内容に変更が生じたときは、当該変更に係る契約に関し設計受託者が提出した設計見積書の写し及び契約書の写しを、当該変更に係る契約の締結後速やかに、発注者に提出しなければならない。
 - 4 受注者は、設計受託者への委託費の支払が完了した後速やかに、設計受託者に対する支払に関する報告書を、発注者に提出しなければならない。
 - 5 発注者は、第3項の規定により設計見積書の写し、契約書の写し又は支払に関する報告書を受領した後、必要があると認めるときは、受注者に対し、別に期限を定めて、その内容に関する説明を書面で提出させることができる。この場合において、受注者は、当該書面を発注者が定める期限までに提出しなければならない。
 - 6 受注者は、設計受託者の倒産等やむを得ない場合を除き、設計受託者の変更をしてはならない。なお、やむを得ず設計受託者を変更する際には、発注者の承諾を得なくてはならない。
 - 7 前項により受注者が新たに設計受託者と契約を締結した場合には、第2項中「当該契約に係る契約書の写し」を「当該契約に係る設計見積書及び契約書の写し」と読み替えて、この条の規定を適用する。

(著作権の譲渡等)

- 第12条** 受注者は、成果物又は本施設（第51条に規定する指定部分に係る成果物を含む。以下、本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「**著作物**」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果物又は本施設が著作物に該当するか否かにかかわらず、その内容を受注者の承諾なしに自由に公表することができ、また、成果物又は本施設が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 3 受注者は、成果物又は本施設が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物又は本施設が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なしに自由に改変することができる。
 - 4 受注者は、成果物又は本施設（業務を行ううえで得られた記録等を含む。）が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者が承諾した場合には、成果物又は本施設を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらずその内容を公表することができる。
 - 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログ

ラム及びデータベースを利用することができる。

6 受注者は、第10条の2ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

6 受注者は、設計受託者に設計を委託する場合及び第10条の2ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該設計受託者及び当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

(著作権の侵害防止)

第13条 受注者は、成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

2 受注者は、成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、自らその賠償の責を負い、又は必要な措置を講ずるものとする。

(特許権等の使用)

第14条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「**特許権等**」という。）の対象となっている工事材料、履行方法、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、履行方法、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の実施権及び使用権等)

第15条 受注者は、発注者が本施設を所有及び運営（発注者がかかる業務を第三者に委託して実施する場合も含む。）するために必要な特許権等の対象となっている技術等を利用するための実施権、使用権その他の権限（以下「**実施権等**」という。）があるときは、当該実施権等を自らの責任で発注者に付与するものとする。

2 前項に規定する受注者が付与する特許権等についての実施権等は、施設整備請負契約の終了後も本施設の存続中は有効に存続するものとする。また、受注者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が受注者及び第三者の共有に係る場合又は第三者の所有に係る場合は、上記実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを保証し、当該同意を得ていないことにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、施設整備請負契約に基づく契約金額が第1項の規定による特許権等の実施権等の付与又は発注者による取得及び使用に対する対価を含むものであることを確認する。

(監督員)

第16条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

- (2) 設計図書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (4) 設計に関し、その進捗の確認、設計図書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- (5) 工事に關し、この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (6) 設計図書等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (7) 設計図書等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の確認又は工事材料の試験若しくは検査

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項に規定する権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(現場代理人、主任技術者並びに管理技術者、照査技術者等)

第17条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者とし、同条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者又は専任の監理技術者とする。ただし、工事が同条第5項の規定にも該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。）

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約代金の請求及び受領、第18条第1項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

5 受注者は、設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

5 受注者は、設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。なお、管理技術者は設計受託者に所属する者としなければならない。

6 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計の管理及び統轄を行う。

7 受注者は、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発

注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

8 照査技術者は管理技術者、現場代理人、主任技術者等及び専門技術者を兼ねることはできない。

9 照査技術者は、第 41 条に規定する検査に立会わなければならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(工事関係者等に関する措置請求)

第 18 条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、その他受注者が工事等を実施するために使用している下請負人、労働者等で工事等の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第 10 条の 2 ただし書の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者若しくは設計受託者の使用人若しくは第 10 条の 2 ただし書の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 受注者は、前三項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

5 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第 19 条 工事材料の品質については、設計図書等に定めるところによる。設計図書等にその品質が明示されていない場合にあつては、本施設がこの契約に示された性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書等において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、

当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第20条** 受注者は、設計図書等において監督員の立会いのうえ調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書等において監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書等に定めるところにより当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本、工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第21条** 発注者が受注者に支給する設計に必要な物品等及び工事材料（以下「**支給材料**」という。）及び貸与する設計に必要な物品及び建設機械器具（以下「**貸与品**」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書等に定めるところによる。
- 2 発注者又は監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いのうえ、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を確認しなければならない。この場合において、受注者は、当該確認の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書等の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第2項の通知を受けた場合においても、当該支給材料又は貸与品について交換その他の措置をとる必要がないと認めるときは、受注者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を請求することができる。
- 5 発注者は、前項の請求を行うことが適当でないとき、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は次項の規定により支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数

量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認めるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の確認により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項並びに第7項の規定を準用する。
- 9 受注者は、支給材料又は貸与品若しくは工事の施工に伴い生じた発生品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 10 受注者は、設計図書等に定めるところにより、工事の完了、設計図書等の変更等によって不用となった支給材料又は使用目的が終了した貸与品及び発生品を発注者に返還しなければならない。この場合において、貸与品は、修理清掃の後、発注者又は監督員の確認を受けて引き渡さなければならない。
- 11 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品若しくは発生品が滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。
- 12 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保)

第22条 発注者は、工事用地その他設計図書等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「**工事用地等**」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完了、設計図書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件並びに支給材料、貸与品及び発生品を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は当該物件を撤去（発注者に返還する支給材料、貸与品及び発生品については、発注者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。）するとともに、当該工事用地等を原状に復して、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第23条 受注者は、業務の内容が要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

ない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第24条 受注者は、工事の施工が設計図書等に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 発注者又は監督員は、受注者が第19条第2項又は第20条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査し、又は確認することができる。

3 前項に規定するほか、発注者又は監督員は、工事の施工部分が設計図書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査し、又は確認することができる。

4 前二項の場合において、検査等及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第25条 受注者は、工事等の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書等の内容に矛盾又は相違があること（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。)

(2) 設計図書等に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書等の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態又は施工上の制約等設計図書等に示された自然的若しくは人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。

(5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果において第1項の各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等、設計図書のいずれかの訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し要求水準書等を訂正する必要があるものは、発注者が行い、設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が指示し、受注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等又は設計図書を変更する場合で本施設の変更を伴うものは、要求水準書等を変更する必要があるものは、発注者が行い、設計図書を変更する必要

があるものは、発注者が指示し、受注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等又は設計図書を変更する場合で本施設の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して、要求水準書等を変更する必要があるものは、発注者が行い、設計図書を変更する必要があるものは、発注者が指示し、受注者が行う。

5 前項の規定により要求水準書等、設計図書のいずれかの訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第26条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、受注者に通知のうえ、要求水準書等を変更し、又は受注者に設計図書を変更させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更に係る受注者の提案)

第27条 受注者は、要求水準書等及び設計図書に定める本施設の機能、性能等を低下させることなく契約金額を減額することを可能とする施工方法等の要求水準書等又は設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認めるときは、受注者に通知のうえ、要求水準書等を変更し、又は受注者に設計図書を変更させ、契約金額を減額することができる。

(工事等の中止)

第28条 (イ) 工事用地等の確保ができない等のため、若しくは暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより本施設等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事等を実施できないと認められるとき、又は(ロ)第25条第1項の各号に掲げる事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事等を実施することができないと認められるときは、発注者は、工事等の中止について直ちに受注者に通知して、工事等の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、工事等の中止内容を受注者に通知して、工事等の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前二項の規定により工事等を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事等の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事等の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第29条 受注者は、天候の不良、第4条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長の変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延

長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第30条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について通常必要とされる工期に満たない工期とすることを受注者に請求することができる。

3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更等及び著しく短い工期の禁止)

第31条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(契約金額の変更方法等)

第32条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

3 前二項の協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第33条 発注者又は受注者は、工期内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、**変動前残工事金額**（契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。）と**変動後残工事金額**（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第1項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求する

ことができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

7 前二項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(臨機の措置)

第34条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、当該措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他工事等の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第35条 本施設の引渡し前に、成果物、本施設又は工事材料について生じた損害その他工事等の実施に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第37条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第67条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第36条 工事等の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第67条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事等の実施に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事等の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前二項の場合その他工事等の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とで協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第37条 本施設の引渡し前に、天災等（設計図書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたと

きは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第67条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「**損害**」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第19条第2項、第20条第1項若しくは第2項又は第49条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「**損害合計額**」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 設計の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する契約金額の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額。
 - (2) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額。
 - (3) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額。
 - (4) 仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該設計業務又は当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計成果物又は本施設に相応する償却費の額を差し引いた額。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額からすでに負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（契約金額の変更に代える設計図書等の変更）

第38条 発注者は、第14条、第21条、第23条から第26条まで、第28条から第30条まで、第33条から第35条まで、前条又は第44条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額を増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書等を変更し又は受注者に設計図書を変更させることができる。この場合において、設計図書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定

め、受注者に通知する。

(業務の進捗報告)

第39条 受注者は、この契約に基づく業務の進捗及び内容を自ら確認し、定期的に発注者に対して報告する。

2 受注者は、前項に基づく報告の頻度、確認体制、方法、手順及び必要書類その他の発注者が求める項目をあらかじめ発注者に提案し、承認を受けるものとする。

(発注者によるモニタリング)

第40条 発注者は、受注者がこの契約に定める業務を適切に履行しているか確認するため、受注者に対して業務の遂行状況及び内容の報告を請求し、又は業務に関連する資料の提出を請求することができる。

2 受注者は、前項に基づく発注者の請求に誠実に協力するものとし、請求を受けた後、速やかに業務の遂行状況及び内容の報告又は資料の提出を行う。

(検査及び引渡し)

第41条 受注者は、事前調査業務、基本設計業務、実施設計業務、解体設計業務、プール建設業務、体育館建設業務、校舎建設業務、校庭整備業務、プール解体業務、体育館解体業務、校舎解体業務、外構解体業務の業務区分(以下「各業務区分」という。)において、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに発注者に対して、検査の請求をしなければならない。

(1)各業務区分が完了したとき。

(2)各業務区分の施工中でなければその検査が不可能なとき又は著しく困難なとき。

(3)その他必要があるとき。

2 発注者は、前項第1号の検査(以下「完了検査」という。)の請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に、前項第2号及び第3号に係る検査の請求を受け、その請求を相当と認めるときは、遅滞なく、それぞれ受注者の立会いを求め、検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知のうえ、その立会いを求め、検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を通知して、本施設を最小限破壊して検査することができる。

4 受注者は、前二項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗又は毀損したものを原状に復する費用は、すべて受注者の負担とする。

6 第2項の完了検査に合格したときをもって、本施設の引渡しを完了したものとする。この場合において、本施設が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転する。

7 受注者は、第2項の完了検査に合格しない場合で、発注者が特に1回に限り改造又は修補を認めたときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、改造又は修補を完了したときは、第2項、第4項、第5項及び前項の規定を準用する。

8 前項の改造又は修補が直ちに完了しないとき又はその検査に合格しないときは、発注者は、工期経

過後の日数に応じ、受注者から延滞違約金を徴収する。この場合においては、第 55 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

9 受注者は、第 6 項の本施設の引渡しの完了に際し、要求水準書で定める完成図書を発注者に提出しなければならない。

(契約金額の支払い)

第 4 2 条 受注者は、前条第 2 項又は第 7 項の完了検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 40 日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「**約定期間**」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 第 2 項（第 51 条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。以下「**遅延利息の率の割合**」という。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払いを発注者に請求することができる。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 4 3 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約代金の支払いの限度額（以下「**支払い限度額**」という）は、契約後速やかに発注者が通知する。

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払い限度額を変更することができる。前項の支払い限度額を変更した場合、発注者は、速やかに受注者に通知する。

(部分使用)

第 4 4 条 発注者は、第 41 条第 6 項の規定による引渡し前においても、成果物及び本施設の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により成果物及び本施設の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第 4 5 条 受注者は、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「**保証契約**」という。）を締結したときは、発注者に対して次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内の額において前払金の支払いを請求することができる。

(1) 契約金額が 100 万円以上 10 億円未満の場合 当該契約金額の 100 分の 40 を超えない額（10 万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、1 億円を限度とする。

(2) 契約金額が 10 億円以上の場合 当該契約金額の 100 分の 10 を超えない額。

- 2 受注者は、前項に規定する保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、速やかに前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、工事内容の変更その他の理由により著しく契約金額を増額した場合においては、その増額後の契約金額の 100 分の 40 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 工事内容の変更その他の理由により契約金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の 100 分の 50 を超えるときは、受注者は、その減額の日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、その超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定める。
- 6 発注者は、受注者が前項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項に規定する期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の支払いを発注者に請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第 4 6 条** 受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合にはあらかじめ、工事内容の変更その他の理由により工期を延長した場合には直ちに、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 前項に規定する場合のほか、前条第 5 項の規定により契約金額を減額した場合又は工事内容の変更その他の理由により工期を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第 4 7 条** 受注者は、前払金を工事等の設計外注費、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に相当する額として、必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の 100 分の 25 とする。

(債務負担行為に係る契約の前払の特則)

- 第 4 8 条** 債務負担行為に係る契約の前金払については、第 45 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の各業務区分の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては各会計年度末）」と、第 45 条、第 46 条中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高見込額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「**契約会計年度**」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを

請求することはできない。

- 2 事前調査業務、基本設計業務、実施設計業務、解体設計業務の前払金については、第45条1項及び第4項中「100分の40」とあるのは「100分の30」と、第45条1項第2号中「当該契約金額の100分の10を超えない額」とあるのは「当該契約金額の100分の10を超えない額（1億円を限度とする。）」と読み替え、これらの規定を準用する。
- 3 会計年度ごとの出来高見込額は、受注者が提示する工程表等に基づいて受注者と発注者で協議して定める。

(部分払い)

第49条 受注者は、工事等の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第19条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したものに限る。）に相応する契約金額相当額の100分の90以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。

- 2 受注者は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会のうえ、設計図書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払いを請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から速やかに部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の契約金額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 部分払金の額 \leq 第1項の契約金額相当額 \times $(90/100 - \text{前払金額}/\text{契約金額})$
- 8 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払いの請求をする場合においては、第1項及び前項中「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額から既に部分払いの対象となった契約金額相当額を控除した額」と読み替えるものとする。

(債務負担行為に係る契約の部分払いの特則)

第50条 債務負担行為に係る契約においては、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払いの支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq

契約金額相当額 $\times 90/100 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額})$

－{契約金額相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額）}

×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

3 債務負担行為に係る契約の部分払いにおいて、第49条第7項及び本条中「契約金額相当額」を「各業務金額相当額」と読み替える。各業務金額相当額は、各業務区分ごとに算定する。

4 各会計年度において、部分払いを請求できる回数は、次のとおりとする。

令和6(2024)年度	0回
令和7(2025)年度	0回
令和8(2026)年度	1回
令和9(2027)年度	1回
令和10(2028)年度	0回
令和11(2029)年度	1回
令和12(2030)年度	0回

(部分引渡し)

第51条 本施設について、発注者が設計図書等において工事等の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、第41条中「各業務区分」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「本施設」とあるのは「指定部分に係る本施設」と、第42条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(第三者による代理受領)

第52条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がされているときは、当該第三者に対して第42条（前条において準用する場合を含む。）又は第49条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する工事等の中止)

第53条 受注者は、発注者が第45条、第49条、又は第51条において準用する第42条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事等の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事等の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事等の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事等の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第54条 発注者は、成果物又は本施設が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の

追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 受注者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者の負担でこれを修補することができる。なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は、その賠償の責めを負わない。

(契約不適合責任期間等)

第54条の2 発注者は、引き渡された成果物又は本施設に関し、第41条第6項又は第7項（第51条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果物又は本施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定

にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された成果物又は本施設の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅延の場合における違約金等）

第 5 5 条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事等を完了することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から延滞違約金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。この場合において、検査に合格した指定部分（他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと発注者が認める履行部分を含む。）があるときは、これに相応する契約金額相当額を延滞違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 42 条第 2 項（第 51 条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払いを発注者に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第 5 6 条 第 8 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事等を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し、発注者が適当と認めた建設業者（以下「**代替履行業者**」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させるものとする。

(1) 契約代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る契約代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事等完成債務

(3) 契約不適合責任債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 36 条の規定により受注者が実施した工事等に関

して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権及び解除等に伴う違約金）

第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務又は工事に着手すべき期日を過ぎても業務又は工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に工事を完了しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (3) 第17条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき又は同条第5項に掲げる者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第54条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定に違反し、契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、この契約の本施設を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が本施設の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(9) 第 61 条第 1 項の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなくてはならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

(1) 前二項の定めにより契約を解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

5 第 3 項に規定する場合において、第 8 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 3 項の違約金に充当することができる。

6 第 3 項の規定は、解除により発注者に生じた損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（談合その他不正行為による解除）

第 5 8 条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条に規定する納付命令）をし、それが確定したとき。

(2) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人に対する刑）が確定したとき。

2 前条第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 5 9 条 第 57 条又は前条第 1 項に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 57 条又は前条第 1 項の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

第 6 0 条 発注者は、工事等が完成するまでの間は、第 57 条第 1 項、同条第 2 項又は第 58 条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その

損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第61条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の督促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第26条の規定により設計図書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第28条の規定による工事等の中止期間が当初の工期の100分の50(工期の100分の50が180日を超えるときは、180日)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、その中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、この契約の履行が不可能となったとき。

3 前項第2号の場合において、日数の計算は、第1条第2項の規定を準用する。

4 受注者は、第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第62条 発注者は、この契約が解除された場合において、出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払いの対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第45条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第49条の規定による部分払いをしているときは、その部分払いにおいて償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第57条又は第58条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第60条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、

建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復又は取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第57条又は第58条の規定によるときは発注者が定め、前二条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（賠償金の予定）

第63条 受注者は、第58条第1項各号のいずれかに該当する場合にあつては、発注者が契約を解除しないときは賠償金として契約金額の100分の30に相当する額を、発注者が契約を解除するときは同条第2項の規定において準用される第57条第3項に規定する違約金の支払いに加え、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第58条第1項第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項に規定する額を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

4 前三項の規定は、完成後の工事についても準用する。

（賠償金等の徴収）

第64条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日までの日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときはこれを追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、遅延日数に応じ、受注者から遅延利息の率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（資料及び報告等）

第65条 発注者は、この契約に基づく違約金、遅延利息、賠償金、過払金及び遅滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類

その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出若しくは報告を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(相殺)

第66条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴する。

(火災保険等)

第67条 受注者は、本施設、工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書等に定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならないほか、要求水準書に定める保険に加入しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

- 3 受注者は、本施設、工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第68条 この契約書の各条項において、発注者と受注書とが協議して定めるものについて協議が整わなかったときに発注者が定めるものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「**審査会**」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者、管理技術者、照査技術者その他受注者が工事等を実施するために使用している下請負人、労働者等の工事等の実施又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第18条第4項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第6項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第4項若しくは第6項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第69条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(仮建物の使用)

第70条 受注者は、発注者が使用する仮の建物（以下「**仮建物**」という。）を調達し、本施設の引渡しまでの間、発注者に使用させる。仮建物の仕様、使用条件等は発注者と受注者が協議して定める。

(補則)

第71条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第72条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙3に定めるところによる。

(別紙 1) 建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項

名 称 立川市立立川第五中学校建替事業
 工事場所 立川市上砂町 3 丁目 27 番地の 1
 契約期間 始期 令和 6 (2024) 年 ● 月 ● 日
 終期 令和 12 (2030) 年 8 月 9 日
 契約金額 金 ○ 円
 (うち消費税及び地方消費税の額 金 ○ 円) 契約金額のうち建築設計金額
 金 ○ 円
 (うち消費税及び地方消費税の額 金 ○ 円)

令和 6 (2024) 年 月 日

対象となる建築物の概要	要求水準書等のとおり
業務の種類、内容及び方法	要求水準書等のとおり

作成する設計図書の種類	要求水準書等のとおり
-------------	------------

設計に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】 : 【資格】: (一級) 建築士 【登録番号】: 第 号
【氏名】 : 【資格】: () 建築士 【登録番号】: 第 号
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)
【氏名】 : 【資格】: () 設備士 【登録番号】: 第 号 () 建築士

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分 (一級、二級、木造)	
開設者氏名	

(別紙2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 (見積金額)

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

次ページのとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (見積金額)

円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 (見積金額)

円(税込)

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

次ページのとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (見積金額)

円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

(別紙3)

立川市における契約に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1)発注者 立川市をいう。
- (2)受注者 立川市との契約の相手方をいう。当該相手方が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3)暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4)暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5)反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不正行為を行う者又は団体その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体をいう。
- (6)不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせる行為
- (7)個人又は法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者、法人の役員（役員として登記又は届出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。）、支店若しくは営業所を代表する者又は直接雇用契約を締結している正社員

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1)個人又は法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2)個人又は法人の役員若しくは使用人がいかなる名義であるかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3)個人又は法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4)個人又は法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(5) 個人又は法人の役員若しくは使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他自らが行う契約において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、当該違約金を連帯して支払わなければならない。

5 本条の規定による解除について、この特約に定めのない事項に関しては、この契約第57条第2項の規定による解除に準じた取り扱いをするものとする。

(不当要求等を受けた場合の措置)

第4条 発注者及び受注者は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換、調査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に関して不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

(2) 下請業者又は工事関係業者（以下「**下請業者等**」という。）が不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

(3) 受注者が下請業者等と契約を締結する場合は、当該契約において第3条第1項及び第5条第1項と同様の内容を規定しなければならない。

2 受注者が前項に規定する報告、届出等を怠ったときは、発注者は、必要に応じて契約解除、参加停止、違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者等が報告を怠った場合も同様とする。

3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。